

用語解説

〔ア行〕

【医業収支比率】

医業本来の収支状況を示す指標で、給与費、材料費、経費などの医業費用が、入院・外来収益等の医業収益によってどの程度賄われているかを表し、100%以上が望ましいものです。

$$\text{医業収益} \div \text{医業費用} \times 100$$

【医師事務作業補助】

医師が行う診断書や証明書などの作成に係る事務作業を補助する医療スタッフです。その呼称は病院によって様々で、医療秘書や医療クラーク、メディカルアシスタントなどと呼ばれています。

【医療圏】

全県的な対応が必要となる特殊な医療を除き、医療機関相互の機能分担・連携により保健医療サービスの提供を完結させる圏域のことで、通常は複数の市町村で構成されます。

山鹿市は単独で鹿本保健医療圏を構成しています。

→熊本医療圏（熊本市（北区植木町含む）、有明医療圏（荒尾市、玉名郡市）

【医療連携（体制）】

地域の病院や診療所等がそれぞれの役割・機能を分担し、互いに連携しながら、より効率的・効果的な医療を提供すること、及びその体制です。

〔カ行〕

【開放型病院】

地域の医療機関に対して、施設・設備を開放している病院のことです。地域の医療機関の医師は患者の手術や検査などを開放型病院において、そこに所属する医師と共同で行うことが可能であり、患者の入院治療が必要な場合も開放型病院において共同で診療することができます。

→ 【共同利用・共同診療】

【かかりつけ医】

日頃から患者の体質や病歴、健康状態などを把握し、診療行為や健康管理上のアドバイスなども行ってくれる身近な医療機関のことです。患者の病状に応じて適切な専門医の紹介や予防医学の点からも重要な役割を担っています。

【緩和ケア】

緩和ケアは、患者、家族と思いを分かち合い、苦痛を和らげ、その人自身が持っている力を強め、支えあい、その人らしい生活をおくる事が出来るよう、可能な限りの支援をする医療です。がん対策基本法では、疼痛等の症状緩和を目的とする緩和医療が、早期から適切に行われることが求められています。山鹿市民医療センターの緩和ケア病棟はがん患者を対象とした病棟です。

【企業債残高】

病院建物や構築物、医療機器の整備に要する財源とした地方債（期間1年間を超える借入金）の残高です。病院事業は、主に国からの借入を行っており、借入条件に基づき利息を付して毎年度計画的に償還（返済）しています。

【急性期】

急性の疾患が発生して間もない時期で、症状が安定しておらず、密度の高い対応が必要とされる時期です。この時期に対応した医療を提供する病院が急性期病院です。 → 高度急性期

【給与費対医業収支比率】

給与費と医業収益を比較して、医業での収入に占める割合を示す指標。60%未満を目標としています。

$$\text{給与費（児童手当と報酬は除きます）} \div \text{医業収益} \times 100$$

→ 材料費対医業収支比率は同じ指標

【共同利用・共同診療】

山鹿市民医療センターの施設や機能、特に大型医療機器等を地域医療機関に開放し、共同利用することで地域医療連携をさらに強化するための制度です。

また、共同診療は入院など地域医療機関の紹介する患者を積極的に受け入れ、必要に応じ紹介医と共同で診療を行うものです。 → 開放型病院

【熊本県指定がん診療連携拠点病院】

熊本県の定める「熊本県がん対策推進計画」に基づき、県民が身近な地域で質の高いがん治療を受けられるように、国が定めるがん診療連携拠点病院に準じる医療機関として、かかりつけ医等と連携し、がん診療にあたる地域の拠点となる病院です。

【クリティカルパス】

患者の傷病に対し、治療・検査やケアなどの治療内容とタイムスケジュールを明確にした診療計画書であり、患者は、検査、手術の予定がわかることで、入院生活の不安軽減につながるとともに、医療スタッフにとっても、治療スケジュールが明確化かつ共通化され、チームとしての医療サービス提供に資するものです。

【繰出基準】

公営企業として一般行政が行うべき事務や、公共的な必要性から不採算となることが明らかでも行わなければならない事務に要する経費については地方公営企業法において一般会計が負担すべきものと定めています。その負担区分について、毎年度総務省が地方公共団体に示す通知が「繰出基準」で、一般会計から負担金・補助金として繰出す経費の基本的な積算基礎となるものです。

【経常収支比率】

病院本来の医業活動のほか、医業外活動も加えた経営状況を示す指標で、比率が高いほど経営状態が良好であることを示します。100%超が単年度黒字となります。

$$\text{経常収益（医業収益+医業外収益）} \div \text{経常費用（医業費用+医業外費用）} \times 100$$

【原価計算】

原価計算は、製品、サービスがどこでどのように収益、費用が発生しているかという実態を明らかにし、具体的に改善策及びその方法を知るための方法です。病院事業における原価計算の種別は、大きく、「部門別」「科別」「行為別」「疾病別」に分けられます。

原価計算により財務諸表では見えない採算・不採算部門を明らかにすることに期待されます。

【公立病院改革ガイドライン】

平成19年12月24日に総務省自治財政局長より示されたガイドラインで、公立病院が地域において必要とされる良質な医療を継続的に提供していくために、①経営効率化、②再編・ネットワーク化、③経営形態の見直しの3つの視点に立った改革を一体的に推進する必要性を示し、地方公共団体に「改革プラン」の策定と改革の推進を求めたものとなっています。

平成27年3月には、新公立病院改革ガイドラインが出され、地域医療構想の内容と整合性を図りながら、更なる改革が求められています。

【公開講演会】

地域医療機関の医師及び医療技術者等の生涯教育研修の場として、公開特別講演会、公開講演会、研修会、症例検討会等を開催することにより、地域全体の医療水準の向上に貢献することを目的として山鹿市民医療センターにおいて開催しています。

【後発品】

先発医薬品として特許権が消滅した医薬品について、他メーカーが同じ成分、効果で製造した医薬品のことです。一般的に、先発品と比べ価格が安くなるため自己負担や保険財政の改善に資するとして普及が図られています。

→ 後発品割合は、流通している後発品のうち、当該医療機関が採用している後発品の割合

【コメディカル】

医師の指示のもと共同して医療に携わる医療従事者のことです。看護師、薬剤師、検査技師、理学・作業療法士、放射線技師、栄養士などがコメディカルと呼ばれています。

当プランでは看護師は抜き出して記載しています。

【高度急性期】

急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて診療密度が特に高い医療を提供する時期をいいます。救命救急センターやICUなどがあります。 → 急性期

〔サ行〕

【在宅復帰率】

退院患者のうち退院先が自宅、他院の回復期リハビリテーション病棟、他院の地域包括ケア病棟、他院の療養病棟（在宅復帰機能強化加算届け出）、居住系介護施設または介護老人保健施設（在宅強化型または在宅復帰・在宅療養支援機能加算届け出）に退院した患者の割合のことを指します。

【災害拠点病院】

災害対策基本法に基づいて都道府県知事が指定する病院で、県内や近県で災害が発生し、通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を提供することが困難な場合に、都道府県知事の要請により、傷病者の受け入れや災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team = DMAT）の派遣を行う病院です。

【資金不足比率】

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入（医業収益）の規模と比較して指標化し、経営状態の度合いを示す指標です。マイナス（△）表示は、資金不足がないことを表しています。

【指定管理者制度】

「公の施設」の管理主体の範囲を民間事業所まで広げることによりサービスの向上と施設管理の効率的運用を目的に平成15年に創設された制度です。病院事業において、民間の経営ノウハウを活用した運営が期待される反面、指定管理者の引受け先がない場合や、経営難となった場合の政策的医療（小児医療、救急医療等）を含む事業規模の縮小が想定されています。

【純資産】

貸借対照表上の資産から負債を差引いたものです。山鹿市病院会計は平成26年度の会計制度見直しに伴い、負債が資産を上回る債務超過の状態となっていますので改善の必要があります。

【初期臨床研修】

診療に従事しようとする医師について、医学を履修する課程を置く大学に付属する病院、または厚生労働大臣の指定する病院において2年以上の臨床研修を受けることを義務化したものです。

【人事評価システム】

職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、その結果を給与（昇給、賞与）に反映させることにより、職員の業務遂行意欲の向上と業務の改善を図り組織の発展を目指すことを目的としたシステムです。

【診療情報】

診療情報とは、診療の過程において、患者の身体状況、病状、治療等について、医療機関及び従事者が把握しているすべての情報のことです。診療情報は「診療記録」として病院などが保存します。なお、「診療記録」とは診療録（カルテ）、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録などのことをいいます。

【診療報酬】

病院等が保険診療（診療、検査、投薬など）を行った場合に、その対価として医療保険から病院等に支払われる報酬で、2年毎に改定が行われます。

【紹介率・逆紹介率】

紹介率とは、市民医療センターを受診した患者のうち、地域の医療機関から紹介状を持参されて来院した患者の割合、逆紹介率とは、市民医療センターから地域の医療機関へ紹介させて頂いた患者の割合です。

〔夕行〕

【第二種感染症指定医療機関】

感染症予防法で規定されている感染症のなかで、危険性が高く特別な対応が必要な感染症の患者を治療する施設として都道府県知事から指定された医療機関です。第二種感染症指定医療機関では、コレラなどの2類感染症に対応します。

【地域医療構想】

急性期から、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで一連のサービスが切れ目無く、また過不足無く提供される体制の確保を目指し、概ね二次保健医療圏に準じた圏域ごとに、地域医療の目指すべき将来像を定めた計画で、平成27年度以降に都道府県が定めることになっています。

【地域医療支援病院】

地域で完結した医療提供を可能とするため、一次医療を担う「かかりつけ医」を支援し、専門外来や入院、救急医療など、地域医療の中核を担う体制を備えた病院に対し、各都道府県知事が「地域医療支援病院」の名称使用の承認をするものです。

山鹿市民医療センターは、平成22年11月4日に承認を受けています。

【地域完結型医療】

医療機能の分化・連携を推進することにより、急性期から回復期、在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される体制のことで、急性期の医療提供体制に関しても、個々の医療機関の最適ではなく、地域の医療機関全体での最適を目指すものです。

【地域包括ケアシステム】

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことで、介護が必要になった高齢者や障害者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられることを目指すものです。

【地域包括ケア病棟】

入院治療後、病状が安定した患者に対して、リハビリや退院支援など、効率的かつ密度の高い医療を提供するために施設基準を満たした在宅復帰支援のための病棟です。

【地方公営企業】

地方公共団体が住民の福祉の増進を目的に設置し経営する企業のことをいいます。地方公営企業は原則、提供する財貨又はサービスの対価である料金によって維持・運営されます。

【地方公営企業法】

地方公共団体の経営する企業の組織、財務、職員の身分等について定めた法律です。

【地方公営企業法全部適用】

地方公共団体が運営する公営企業は、地方公営企業法に基づき運営されるものであり、法に規定する「財務」「組織」「職員の身分取り扱い」及び「雑則」のすべてについて適用される経営形態が地方公営企業法全部適用です。管理者が原則設置され、管理者が予算や人事権を持ち、より柔軟な経営ができる一方、管理者の経営責任が明確化されます。

山鹿市民医療センターは平成22年4月に地方公営企業法の一部適用「財務規定」から全部適用へ経営形態を見直しました。

【地方独立行政法人（非公務員型）】

地方独立行政法人法の規定に基づき地方公共団体が設立する法人のことです。

地域で公共性の高い事業を効率的に行うため、地方公共団体から分離・独立して運営され、職員の身分は非公務員となります。

地方公共団体の長に任命された理事長により、柔軟かつ迅速な組織運営と、弾力的な予算執行により機敏性のある事業運営が期待されます。ただし、中期計画の目標達成を重視するあまりに、政策的医療（小児医療、救急医療等）の水準が低下することも想定されています。

〔ナ行〕

【内部資金残高】

減価償却費などの現金の支出を伴わない経費により蓄積された損益勘定留保資金や積立金など病院内部に留保される資金の年度末の残高です。

【7対1入院基本料】

患者7人に対して常時看護師1人を配置するもので、手厚い看護が必要になることから、費用も多く必要であり、診療報酬が高く設定されています。

【入院診療単価】

入院患者1人1日当たりの診療費の額で、額が高いほうが高度で専門的な医療を提供していると評価することができます。 → 外来診療単価

〔ハ行〕

【病床利用率】

病院のベッドの利用状況を示す指標で、（24時現在の患者数+1日に退院した患者数）/病床数×100で算出します。

100に近ければ近いほど、病院の入院機能を効率的に活用していると評価することができます。

【病棟クラーク】

病棟のナースステーション等において、病棟での入退院の事務手続き等の事務処理や病院内の各部門との連絡などを行う事務職員です。

【プロパー職員】

「生え抜き職員」の意味です。

公立病院の事務職員において専門性が求められる中で、従来の市役所等の人事異動のみではなく、病院独自の採用を行うことにより経営感覚に富む職員の採用や中長期にわたる人材の育成を目的とします。

【平均在院日数】

入院患者の在院日数の平均値で、一般的には、日数が短いほうが効率的な医療提供を行っているとして評価することができます。

【ベンチマーク】

ある指標を設けて他の病院と比較することで経営や診療の水準を評価する手法です。

指標としては、医療の質や運営効果（医療コスト、平均在院日数等）があり、データ分析により標準値を求め問題点や改善点を探る手法です。

【訪問看護】

訪問看護ステーションから、病気や障害を持った人が住み慣れた地域や家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、看護師等が生活の場へ訪問し、看護ケアの提供と自立を促し、療養生活を支援するサービスです。

山鹿市民医療センターの訪問看護室「菜の花」は、緩和ケアの患者様を主たる利用者として平成25年度に新規開設致しました。

〔ヤ行〕

【山鹿市医師修学資金】

将来、山鹿市民医療センターで医師として従事しようとする医学を専攻する学生に対して、修学に必要な資金を貸与し、必要な医師の確保と地域住民の健康の維持、増進に寄与することを目的に制定した制度です。

〔ラ行〕

【累積欠損金比率】

医業収益に対する累積欠損金の割合を示すもので、企業経営の悪化の度合いを表し、比率が高いほど、企業の損益収支の内容悪化を表します。

$$\text{医業収益} \div \text{累積欠損金} \times 100$$

【BSC（バランススコアカード）】

企業経営のマネジメント手法の一つで、企業活動を「財務の視点」だけでなく、「顧客の視点」「業務プロセスの視点」「学習と成長」の4の視点で分析評価するものです。

【DMATディーマット（Disaster Medical Assistance Team,災害派遣医療チーム）】

大震災等の自然災害のほか、大規模交通事故の現場などでも活動できる機動性を持つ医療チームで、事前に災害時の医療訓練教育を受けています。専門的な訓練を受けた医師や看護師が医療資器材を携え現場に急行し、その場で救命措置などを行う点が特徴となっています。

【DPCディーピーシー (Diagnosis Procedure Combination,診断群分類) データ】

診療報酬を計算するための全国で統一された形式の情報で、患者臨床情報（患者基本情報や病名など）と診療行為情報を含みます。

【DPCディーピーシー／PDPSピーディーピーエス (Per-Diem Payment System,診断群分類に基づく1日あたり包括払い制度)】

入院患者の病名・症状・治療行為を基にして厚生労働省が定めた1日当たりの金額からなる「包括評価分」（投薬・注射・処置・入院料等）と「出来高評価分」（手術、麻酔、リハビリ、指導料等）を組み合わせ、診療報酬を計算する制度のことで、全国から診療に伴うデータが集められることにより、標準的で効果的な治療の確立に寄与することが期待されています。

【SPD】

(Supply Processing & Distribution の略)

病院で使用される物品等に関して、購入、在庫管理のほか部署への供給、配送も含めた各種の情報を統合的に管理し、効率的な運用を図る物流管理手法の総称です。